

岡寺周辺道路概略ルート検討業務委託

特記仕様書

令和6年7月

奈良県 明日香村 地域づくり課

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「本仕様書」という）は、明日香村（以下、「発注者」という）が委託契約を行う「岡寺周辺道路概略ルート検討業務委託」（以下、「本業務」という）に適用するものとする。

受注者は、本仕様書に定めのない事項で業務上必要な事項については、その都度、発注者と協議し、処理を行うものとする。

第 2 条（業務の目的）

本業務は、現在の岡寺参道（村道岡 2 4 号線）とは別に来訪者が利用しやすく住民が安全に利用できる快適な道路空間を確保できる岡寺へのアクセスルートを検討し地元住民への説明資料となる道路概略設計および交通量調査を実施することを目的とする。

第 3 条（準拠する法令）

本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本特記仕様書等に基づいて実施するものとする。

第 4 条（業務の範囲）

奈良県高市郡明日香村岡地内

第 5 条（業務期間）

本業務の期間は、契約締結日の翌日より令和 7 年 2 月 1 0 日までとする。

第 6 条（貸与資料）

本業務で必要と認められる、次の資料を貸与するが、その取扱いに充分注意し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1) 道路台帳図 1/500・1/1000 | 1 式 |
| 2) その他業務上必要と認められるもの | 1 式 |

第 7 条（業務情報の保護）

受注者は、本業務により知り得た情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしはならない。

受注者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、JISQ15001「プライバシーマーク（Pマーク）」およびISO27001「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」に準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。受注者は本業務における当該管理体制について業務着手時に提出する実施計画書に示し発

注者の承認を得なければならない。

第 8 条（提出書類）

受注者は委託業務契約後、速やかに下記書類を提出しなければならない。

- | | |
|----------------|-----|
| ① 業務計画書 | 1 部 |
| ② 業務着手届 | 1 部 |
| ③ 管理技術者届および経歴書 | 1 部 |
| ④ 照査技術者届および経歴書 | 1 部 |
| ⑤ 工程表 | 1 部 |

第 9 条（配置技術者）

管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（道路）、建設部門（道路））またはシビルコンサルティングマネージャ（道路）の資格保有者であること。管理技術者は継続して 3 ヶ月以上の雇用関係にある上記の資格を有する者を配置すること。

また、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできないものとする。

第 10 条（工程管理）

受注者は工程表に基づく適正な工程管理に努めるとともに、本業務の進捗状況を適宜、発注者に書面をもって報告するものとする。

第 11 条（損害賠償）

本業務実施にあたり、受注者が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償は受注者がその責任を負い、速やかに対処するものとする。

第 12 条（疑義等）

業務の遂行上必要と認められたもので、本仕様書において明記なき事項および疑義が生じた場合、速やかに発注者と受注者で協議し、発注者の指示に従うものとする。

第 13 条（成果品の瑕疵担保）

成果品の納入後、当成果品について不備あるいは、誤りの指摘があった場合、速やかに無償にて訂正を行うものとする。

第 2 章 業務内容

第 14 条（総則設計共通）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和 2 年 10 月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

第 15 条（設計項目）

設計項目は下表とする。

○道路概略ルート検討	1 式
① 設計計画	
② 現地踏査	
③ 路線選定及び主要構造物計画	20m ピッチ
④ 設計図及び関係機関との協議資料作成	
⑤ 概算工事費算出	
⑥ 照査	
⑦ 報告書作成	
⑧ 打合せ協議	中間 1 回
○交通量調査	1 式
⑨ 作業計画（現地踏査、調査計画、道路使用許可）	
⑩ 交通量調査（準備、撤去等含む）	2 断面/平日・休日 9.5H
⑪ 集計整理	
⑫ 報告書作成	

第 16 条（道路概略ルート検討）

1. 設計計画

業務の目的及びその内容を十分に把握し、技術的方針や業務全体の工程などの業務計画書を立案し協議の上、監督員の承諾を得ることとする。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 |
| (3) 業務工程 | (4) 業務組織計画 |
| (5) 打合せ計画 | (6) 成果品の品質を確保するための計画 |
| (7) 成果品の内容、部数 | (8) 使用する主な図書及び基準 |
| (9) 連絡体制(緊急時含む) | |

2. 現地踏査

業務着手にあたり、設計箇所およびその周辺の現地踏査を実施し、設計範囲及の地物を目視により確認する。また、範囲における道路構造、交通状況、交差道路、現地特性、路面状況、道路付属物及び区画線等の確認を行う。

3. 路線選定及び主要構造物計画

当該地域の自然、社会的条件並びにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した路線選定を行う。比較路線は、3案作成する。

路線計画上、平面・縦断的コントロールとなる主要構造物（道路との交差、渡河地点）は、現地踏査、文献資料等から調査を行い、コントロールポイントを示した全体路線図を作成する。

4. 設計図及び関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

5. 概算工事費算出

比較案それぞれに対し、概略数量を算出したうえで概算工事費を算出するものとする。

なお、概算用地補償費の算出もあわせて行う。

6. 照査

業務計画書の実施体制に配置した照査技術者により、検討内容、結果について照査を行う。

照査結果は、成果品の一部とし、報告書に整理し、納品時協議において、照査項目、内容、照査結果を報告するものとする。

7. 報告書作成

業務の成果として、報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について配慮しとりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の経緯
- 2) 計画地域の現況及び将来計画のまとめ
- 3) 計画条件検討経緯及びその結果
- 4) 当該計画地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因の説明
- 5) 比較路線の選定経緯と適切路線の計画概要及び今後の課題
- 6) その他留意事項

8.打合せ

業務着手時、中間 1 回、業務完了納品時において打合せを行うものとし、業務着手時及び、業務完了納品時には、管理技術者は立ち会うものとする。

第 17 条（交通量調査）

9. 作業計画

調査の実施に当たっては現地踏査を実施して、現地の諸条件、調査の目的に合致した調査が可能であるか、調査員及び第三者の安全を確保できるか等を確認したうえで、請負者において観測地点の選定を行い、調査工程の立案、作業計画を作成し監督員の承諾を受けるものとする。

10. 交通量調査

①観測日時

観測日は、平日・休日の各 1 日間とし、監督員と協議のうえ、詳細な日程は決定するものとする。

観測時間は、昼間 9.5 時間（午前 8 時～午後 17 時 30 分）とする。

②交通量観測

観測地点において、岡寺へ流入出する交通量を、時間別、計測単位別（10 分毎）で自動車の観測を人手により行うものとする。

【調査対象】

一般車両（タクシー含）・単車・自転車・歩行者

観測に際しては、観測地点での不注意による事故・観測の怠り等のないように努めるものとする。

観測中、異常気象、その他による交通状態に異常が生じた場合又は観測に支障があると認められ場合は監督員と協議するものとする。

観測に際しては、交通量調査中であることを観測地点に表示するものとする。

11. 集計整理

観測した交通量を、時間別（1 時間毎、10 分毎）、方向別、各種別毎に集計整理するものとし、岡寺周辺など位置関係がわかるように図示するなど、視覚的にわかりやすいとりまとめを行うものとする。

12. 報告書作成

本業務で実施した調査結果についてとりまとめて、業務報告書を作成するものとする。

第18条（成果品）

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1) 各業務報告書（簡易製本）および電子媒体 | 1 部 |
| 2) その他、発注者と受注者の協議により決定したもの | 1 式 |